

令和6年度運営指導について

## 目次

1. 運営指導について .....	2
A) 概要 .....	2
B) 実施の頻度等について .....	2
C) 令和6年度における実施状況 .....	2
D) 令和6年度運営指導の総括 .....	2
E) 令和6年度運営指導における指摘事項等 .....	5
F) 有料老人ホーム等を併設している事業所について .....	15
G) 令和7年度運営指導について .....	15
2. 業務管理体制検査について .....	16
3. 監査について .....	16

## 1. 運営指導について

### A) 概要

運営指導の目的は、市内事業者全体における制度の適切な運用を担保し、不正行為による指定取消等の未然防止を図るためのものです。これを定期的実施し、介護事業者各位の自主的かつ継続的な改善の定着を支援します。つきましては、介護事業者各位の御理解と御協力をお願いいたします。

### B) 実施の頻度等について

米沢市内の居宅介護支援事業所および地域密着型サービス事業者に対して、3年に1回(指定期間中に2回)を目安としています。実施日1か月前に通知を行いますが、事前にお電話にて日程調整を行いますので御承知おきください。

### C) 令和6年度における実施状況

令和6年度は、居宅介護支援事業所および地域密着型サービス事業者のうち23事業者に対して実施しました。

### D) 令和6年度運営指導の総括

今年度の運営指導では共有すべき重大かつ明確な不正は見られませんでした。令和6年度の改定で義務化となった運営基準の以下4点に関して、サービス種別ごとに必要な項目や実施頻度等が異なっているため、運営指導において認識の違いが多く見受けられました。改めて御確認いただき、実施漏れ等がないように御留意ください。

## 1 業務継続計画(BCP)について

下記2点の策定・研修・訓練

①感染症に係る業務継続計画

②災害に係る業務継続計画

## 2 高齢者虐待の防止について

- 虐待の防止のための対策を検討する委員会
- 虐待の防止のための指針
- 虐待の防止のための従業者に対する研修
- 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者

## 3 身体的拘束等の適正化について

- 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会
- 身体的拘束等の適正化のための指針
- 身体的拘束等の適正化のための研修

## 4 感染症の予防及びまん延の防止のための措置について

- 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会
- 感染症の予防及びまん延の防止のための指針
- 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練

また、報酬基準については、サービス提供体制強化加算について、月毎の職員割合を毎月計算して把握していない事業所が複数見受けられましたので、市ホームページに掲載している「サービス提供体制強化加算積算表(米沢市独自)」を用いて月毎の職員割合を計算して把握するようにしてください。

次頁からの「E)令和6年度運営指導における指摘事項等」では、今年度の運営指導で指摘があった事項を個別に掲載しています。各施設・事業所におかれましては、今後の運営指導で再び指摘されることが無いよう、確認と再発防止の徹底をお願いします。

## E) 令和6年度運営指導における指摘事項等

### 【是正改善事項】

No.	サービス種別	区分	指 導 内 容
1	地域密着型通所介護	運営基準	【看護職の人員基準について】 勤務表や出勤簿、聞き取りから、令和6年9月以降、看護職について、左記基準に定める員数を置いていないことが確認されました。 人員確保や介護報酬の返還等すみやかに御対応いただくようお願いいたします。

## 【指導事項】

No.	サービス種別	区分	指導内容
1	共通	運営基準	【運営規程等について】 運営規程や重要事項を誰でも見やすい場所に掲示もしくは設置するようにしてください。
2	居宅介護支援 小規模多機能型居宅介護	運営基準	【契約書・同意書の押印欄について】 押印欄があるにもかかわらず、押印されていない契約書が見られました。つきましては、該当する方に速やかに押印を求めてください。また、押印欄については、令和3年度以降省略することができるようになっています。押印が負担になっているようであれば、押印欄の削除を御検討ください。
3	居宅介護支援	運営基準	【契約書等の日付について】 和暦で日付が書かれている契約書の中に、「平成」が書かれていないものがありました。利用者が契約書等に和暦で日付を書く場合には、元号まで正確に書いてもらうように注意して下さい。
4	居宅介護支援	運営基準	【衛生管理について】 「感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会」を6か月に1回以上開催することが義務となっています。速やかに開催してください。
5	居宅介護支援	運営基準	【虐待防止のための委員会について】 高齢者虐待防止のための研修を実施後に委員会を開催していることは問題ありませんが、委員会について具体的に話し合った内容が分かるように議事録等で記録を残してください。
6	居宅介護支援 小規模多機能型居宅介護 地域密着型通所介護	運営基準	【感染症対策・非常災害対応の研修・訓練について】 「感染症対策の研修及び訓練」、「非常災害対応の研修及び訓練」をそれぞれ年1回以上実施することが義務となっています。未開催分について今年度中に遺漏なく実施するようお願いします。
7	居宅介護支援	運営基準	【感染症防止の対策を検討する委員会について】 委員会に参加したことが分かる記録を残しておくようお願いいたします。
8	小規模多機能型居宅介護 地域密着型通所介護 認知症対応型共同生活介護	運営基準	【業務継続計画の策定について】 令和6年4月1日より、業務継続計画の策定が義務となっています。速やかに作成してください。 (令和7年3月31日まで減算不適用)
9	小規模多機能型居宅介護	報酬基準	【サービス提供体制強化加算に係る従業者ごとの研修計画について】 研修計画が年度初めに作成されており、受講対象者も記載されていることが確認できましたが、対象者の標記が「新人職員」、「3年以内」、「中堅職員」、「希望者」となっておりました。これでは事業所内で具体的に誰がどの研修を受けるのか不明確ですので、研修計画策定時に受講が決定している職員の名前を記載するようにしてください。また、研修計画策定以後に受講が決定した職員につ

			いても名前を追記するようにしてください。
10	小規模多機能型居宅介護	運営基準	【協力医療機関等について】 利用者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、協力施設や協力医療機関等との連携及び支援の体制等、あらかじめ必要な事項を取り決めてください。
11	小規模多機能型居宅介護	運営基準	【契約書について】 契約書の一部が鉛筆書きされていました。修正不可のボールペン等で記載してください。
12	小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護	運営基準	【身体拘束の適正化・虐待防止のための委員会・研修について】 開催日時やタイトルだけの記録ではなく、具体的な内容等が分かるように議事録等で記録を残してください。
13	小規模多機能型居宅介護	運営基準	【感染症の予防及びまん延防止のための委員会について】 開催日時やタイトルだけの記録ではなく、具体的な内容等が分かるように議事録等で記録を残してください。
14	小規模多機能型居宅介護	運営基準	【運営規程について】 「緊急時等における対応方法」を記載することとなっています。事故対応だけでなく、利用者の急変時等における対応方法についても追記してください。
15	小規模多機能型居宅介護	報酬基準	【過少サービス減算について】 利用者1人当たり平均回数を毎月算出し、記録するようにしてください。
16	小規模多機能型居宅介護	運営基準	【身体拘束適正化の研修について】 身体拘束適正化の研修について、年2回以上実施することが義務となっています。今年度中に遺漏なく実施するようお願いします。
17	小規模多機能型居宅介護	運営基準	【感染症対策の研修について】 感染症対策の研修について、年1回以上実施することが義務となっています。今年度中に遺漏なく実施するようお願いします。
18	小規模多機能型居宅介護	運営基準	【定員の遵守について】 やむを得ない事情により、定員を超えてしまう場合は必ず市へ連絡してください。
19	小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護	運営基準	【感染症対策の委員会・訓練について】 感染症対策の委員会や訓練の内容について記録を残しておくようにしてください。
20	小規模多機能型居宅介護	運営基準	【虐待防止の研修について】 虐待防止の研修の内容について記録を残しておくようにしてください。
21	小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護	報酬基準	【サービス提供体制強化加算について】 当加算の要件を満たしていることは現地にて確認できましたが、当加算の要件の遵守状況は事

			<p>業所で毎月計算して把握しておく必要があります。つきましては、市独自様式の「サービス提供体制強化加算積算表」を活用して毎月の要件遵守状況を確認するようにしてください。様式は、米沢市ホームページの「申請・届出について」に掲載しています。下記のURLをウェブ検索することで、直接ダウンロードすることができます。</p> <p><a href="https://www.city.yonezawa.yamagata.jp/material/files/group/19/R60401_bessil4huhyo.xlsx">https://www.city.yonezawa.yamagata.jp/material/files/group/19/R60401_bessil4huhyo.xlsx</a></p>
22	地域密着型通所介護	運営基準	<p>【運営規程について】</p> <p>運営規程に「緊急時等における対処方法」の記載がありません。</p> <p>「事故発生時の対応方法」のみでなく、「緊急時(急変時等)等における対処方法」を追記してください。</p>
23	地域密着型通所介護	報酬基準	<p>【入浴介助加算について】</p> <p>定期的な会議の直後に研修を行い、入浴介助に関する基礎的な知識及び技術を学習したり、特定の利用者に関する入浴時の留意事項を共有したりしていることが確認できましたが、研修内容について具体的な記録を残すようにしてください。</p>
24	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	運営基準	<p>【協力医療機関について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医師及び協力医療機関の協力を得て、緊急時等の対応方針を定めてください。定める規定としては、緊急時の注意事項や病状等についての情報共有の方法、曜日や時間帯ごとの医師や協力医療機関との連携方法、診察を依頼するタイミング等があげられます。</li> <li>・ 上記方針について、年1回以上、医師及び協力医療機関の協力を得て、見直しを行ってください。見直しの検討に当たっては、施設内の急変対応の事例について関係者で振り返りを行うことなどが望ましいです。</li> <li>・ 新興感染症の発生時等に、迅速に対応できる体制を平時から構築しておくため、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行ってください。また、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めてください。</li> </ul>
25	認知症対応型共同生活介護	運営基準	<p>【協力医療機関について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歯科医療の確保の観点からあらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努めてください(重要事項説明書に記載しておくこと)。</li> <li>・ 1年に1回以上、協力医療機関との間で利用者の病状が急変した場合等の対応を確認してください。</li> <li>・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めてください。</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応について協議を行ってください。</li> <li>・ サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えてください。</li> </ul>
26	認知症対応型共同生活介護	運営基準	<p>【運営推進会議録の公表について】</p> <p>運営推進会議の会議録を見やすい場所に設置し、公表してください。</p>
27	認知症対応型共同生活介護	運営基準	<p>【身体的拘束等の適正化について】</p> <p>身体的拘束等の適正化のための委員会を3ヶ月に1回開催することが義務となっています。残り2回、今年度中に遺漏なく開催してください。</p>
28	認知症対応型共同生活介護	報酬基準	<p>【医療連携体制加算に係る「重度化した場合の対応に係る指針」について】</p> <p>利用者との契約の際、「重度化した場合の対応に係る指針」を交付の上説明し、利用者全員から同意の記名押印を得ていることが確認できましたが、施設の代表者の印が押されていないものがいくつか見られました。つきましては、該当する書類に速やかに代表者の印を押してください。</p>

## 【検討事項】

No.	サービス種別	区分	指 導 内 容
1	共通	運営基準 報酬基準	<p>【高齢者虐待の防止について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「虐待の防止のための対策を検討する委員会」を定期的を開催することとなっています。遺漏なく開催するようお願いします。</li> <li>・「虐待の防止のための研修」を年1回以上実施することとなっています。遺漏なく実施するようお願いします。</li> </ul>
2	共通	運営基準	<p>【重要事項等について】</p> <p>令和7年4月1日から、重要事項等をウェブサイトに掲載しなければならないこととなっています。掲載に向けて御準備ください。</p>
3	共通(居宅介護支援を除く。)	運営基準	<p>【介護相談員の受け入れについて】</p> <p>利用者にとって、相談ができる貴重な機会となりますので、介護相談員の派遣事業について御協力ください。</p>
4	共通(居宅介護支援を除く。)	報酬基準	<p>【介護職員等処遇改善加算について】</p> <p>計画と実績について、内容を職員に会議で周知しているとのことでしたが、処遇改善加算の計画書と実績報告書を事業所内でも掲示等することを御検討ください。基準違反はありませんでしたが、職員の方が任意の時に確認できる環境が整っていることが理想的かと思われました。</p>
5	居宅介護支援 小規模多機能型居宅介護	運営基準	<p>【業務継続計画に係る研修・訓練について】</p> <p>従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を年1回以上実施することとなっています。今年度中に遺漏なく実施するようお願いします。</p>
6	居宅介護支援 小規模多機能型居宅介護 地域密着型通所介護	運営基準	<p>【衛生管理について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会」を6か月に1回以上開催することとなっています。今年度中に遺漏なく開催するようお願いします。</li> <li>・「感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練」を定期的に(年1回以上)実施することとなっています。今年度中に遺漏なく実施するようお願いします。</li> </ul>
7	居宅介護支援	運営基準	<p>【感染症の予防及びまん延の防止のための措置】</p> <p>「感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」について、下記の解釈通知を参考に今年度中に遺漏なく実施するようお願いします。</p> <p>○解釈通知</p>

			<p>平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練(シミュレーション)を定期的(年1回以上)に行うことが必要である。</p> <p>訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習等を実施するものとする。</p> <p>訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。</p>
8	居宅介護支援	運営基準	<p>【管理者について】</p> <p>管理者は主任介護支援専門員であることとされています。現在経過措置期間中ですが、貴事業所における業務管理や人材育成の取組を促進する観点から、経過措置期間の終了を待たず、早めの取得をお願いします。経過措置期間は、令和9年3月31日までとなっております。</p>
9	居宅介護支援	運営基準	<p>【苦情対応について】</p> <p>苦情対応に係るマニュアルの整備を御検討ください。</p>
10	小規模多機能型居宅介護	運営基準 報酬基準	<p>【身体的拘束等の適正化について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」を3か月に1回以上開催することとなっています。次回も遺漏なく開催するようお願いします。</li> <li>・「身体的拘束等の適正化のための研修」を年2回以上実施することとなっています。今年度中に遺漏なく実施するようお願いします。</li> </ul>
11	小規模多機能型居宅介護 地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 認知症対応型共同生活介護	運営基準	<p>【安全・質の確保・負担軽減委員会設置について】</p> <p>「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会」を定期的で開催することとなっています。開催に向けて御準備ください。(令和9年3月31日まで努力義務)</p>
12	小規模多機能型居宅介護 地域密着型通所介護 定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	運営基準	<p>【同一建物以外の利用者の受け入れについて】</p> <p>同一建物以外の利用者に対しても、サービス提供を行うように努めてください。</p>
13	小規模多機能型居宅介護	運営基準	<p>【運営推進会議について】</p> <p>コロナ禍以降、利用者の家族や地域の人々の出席があまり見られないことから、参加者が増えるような案内の出し方を検討してください。具体的には、事業所独自の運営推進会議の名称を作成したり、施設の行事等と同時に運営推進会議を実施したりすることなどが考えられます。</p>

14	小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	運営基準	【家族との交流について】 通常の面会の他に、家族との交流の機会を確保するように努めてください。家族や地域住民等と交流できるような行事の開催などを御検討ください。
15	小規模多機能型居宅介護	運営基準	【苦情処理について】 苦情処理用の様式の作成を御検討ください。
16	地域密着型通所介護	運営基準	【事故防止について】 ヒヤリ・ハット等の情報を共有したことが分かるようにしてください。
17	地域密着型通所介護	運営基準 報酬基準	【個別機能訓練について】 骨粗しょう症の方や要介護度の重い方等、利用者それぞれの特徴に合わせた機能訓練計画を作成し、残存機能の維持徹底を図っていることが確認されました。今後も質の高い個別機能訓練計画の作成に努めてください。
18	地域密着型通所介護	運営基準 報酬基準	【年間の研修計画について】 年間活動予定表の中に実施予定の研修が全て盛り込まれていることが確認できましたが、研修計画については研修計画表を別途で作成することを御検討ください。
19	地域密着型通所介護	運営基準	【地域との連携について】 新型コロナウイルスの感染拡大の影響で実現には至らなかったものの、事業所独自で地域との交流の機会を考えていたことが分かりました。今後は可能な範囲で事業所独自の自発的な活動等により、地域との交流を図ってください。
20	地域密着型通所介護	運営基準	【各種マニュアル等の書類について】 各種マニュアルが基準で示されているとおりの題目で作られており、内容も読みやすいように感じました。中でも業務継続計画については、事業所独自の工夫が凝らされており、質の高いものが作成されていることを確認できました。今後資料を作成していく際にも、質の高い資料の作成ができるよう努めてください。
21	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	報酬基準	【サービス提供体制強化加算】 毎月の職員の割合を算出しており、加算の要件を徹底して順守していることが確認できました。要件は満たしているのですが、市のホームページに掲載している「サービス提供体制強化加算積算表」も御活用いただければと思います。また、この様式は届出の際にも必要な添付書類となっておりますので、なるべく記入の御負担とならないよう日頃からこちらの様式で要件の確認を行うことをお勧めします。

【良かった点】

No.	サービス種別	区分	指 導 内 容
1	居宅介護支援	運営基準	<p>【各種マニュアルについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 厚生労働省等の資料を活用し、見やすい工夫がされておりました。どのマニュアルも緊急時に素早く確認できる内容でしたので、今後もこうした内容のマニュアル作成を継続していただければと思います。</li> <li>・ 見やすく整理されており、非常に良かったです。</li> </ul>
2	居宅介護支援	報酬基準	<p>【各種加算の算定に必要な記録について】</p> <p>必要な書類が全て整理整頓されており、速やかに確認することができました。聞き取りにおいても、加算の要件を徹底して順守する姿勢が感じられました。今後とも健全な運営及び給付管理を継続してください。</p>
3	小規模多機能型居宅介護	運営基準	<p>【利用者の地域における活動・行事への参加について】</p> <p>今年度から利用者が地域における活動・行事に積極的に参加できるよう日々支援していることが確認できました。貴事業所と地域との関わりは、比較的強い方であると感じます。これからも地域に根差した活動に力を入れていただきたいと思います。</p>
4	小規模多機能型居宅介護	報酬基準	<p>【認知症加算について】</p> <p>主治医意見書のみをファイリングし、日常生活自立度を蛍光マーカーで目立たせ、加算の要件を満たしていることを確認しやすくする工夫が見られました。今後もこのように様々な確認をしやすくするための工夫を継続していただければと思います。</p>
5	小規模多機能型居宅介護	運営基準	<p>【地域との交流について】</p> <p>地域との交流を積極的に図ろうとしており、地域に根差した活動を行おうとする意欲が感じられました。コロナウイルスの影響もまだ懸念される中、地域の方や利用者の家族の方々との交流の機会を積極的に確保していることが素晴らしいと感じました。今後も継続するように努めてください。</p>
6	小規模多機能型居宅介護	運営基準 報酬基準	<p>【BCP(業務継続計画)について】</p> <p>初めて読む人でも読みやすいようなレイアウト、文字の大きさになっていたと思います。BCPは掲載情報が多いことから、文字が細かく読みづらくなりやすいのですが、いつでも確認しやすい工夫がされており、良いと感じました。今後もこうした資料作りを継続していただきたいと思います。</p>

7	小規模多機能型居宅介護	運営基準	【利用者の食事について】 専門の調理スタッフを雇い、栄養面だけでなく、盛り付けにもこだわっており、利用者が食事を楽しめるよう配慮されていることが確認できました。今後も食事等、利用者に日々の生活の楽しみができるような工夫を継続していただきたいと思います。
8	地域密着型通所介護	報酬基準	【入浴介助について】 利用者が入浴中は、基本的に見守りを行い、必要に応じて介助を行っているとのことから、利用者が自分でできることを確実に行わせ、残存機能を維持するよう支援を行っていることが確認できました。今後も、こうした支援を継続してください。
9	地域密着型通所介護	運営基準	【事業所内の事故発生について】 事故発生がほとんどないことが確認でき、大変素晴らしいと思いました。日々、安全管理を徹底した上でサービスを提供していることが伺われました。今後も、安心安全なサービス提供を心掛けていただきたいと思います。
10	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	運営基準	【地域との交流について】 ゴミ拾いや花を植える等の地域での活動の機会を利用者に提供し、地域との交流を促進していることが確認できました。今後も、利用者と地域との交流を促進する機会を積極的に確保していただきたいと思います。

## F) 有料老人ホーム等を併設している事業所について

有料老人ホーム等を併設している事業所において、実質的に併設ホーム入居者のみに対してサービス提供を行っている状態は、制度趣旨に沿ったものではありません。

該当事業所におかれましては、介護保険および地域密着型サービスの趣旨に沿って、利用者の住み慣れた家や地域での生活の継続を目指すことを第一とし、地域に開かれたサービスの提供が行われるよう、広く利用者の受入れに努めてください。

## G) 令和7年度運営指導について

令和6年度介護報酬改定を踏まえ、運営指導を行っていく予定です。このことから、事業所各位におかれましても、改定箇所等について日頃から御確認いただき、健全な運営に努めていただければと思います。

令和7年度に実施する運営指導は、24件前後を予定しています。対象の事業所には都度お知らせいたしますので、御対応の程よろしく申し上げます。

運営指導の実施通知及び結果通知については、令和7年度以降は電子メールで送付しますので御承知おきください。

## 2. 業務管理体制検査について

### ① 米沢市による検査の対象事業者

地域密着型(介護予防)サービスのみの指定を受けた事業者であって、かつ当該指定に係るすべての事業所が本市の区域に所在するもの。

### ② 趣旨

介護保険法第115条の32第1項に基づき、介護サービス事業者による指定取消し事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者等の保護と介護事業運営の適正化を図るため、事業者に対し、法令等を遵守するための業務管理体制の整備・届出が義務付けられたところ、それらの担保のために検査権限者による定期的な検査を行います。

### ③ 実施方法

実際の検査の際は、対象事業所の運営指導と併せて行い、業務管理体制の整備・運用状況を下記の項目に係る書類等の点検により実施します。

#### (ア)業務管理体制の基本方針の策定状況

- ・業務管理体制の基本方針
- ・法令遵守責任者の選任
- ・役職員の役割と責任
- ・事業所への周知方法

#### (イ)法令遵守責任者の役割及び業務内容

- ・法令遵守責任者の業務に関する認識
- ・法令遵守責任者の自己研鑽の状況

#### (ウ)その他、法令遵守に係る取組状況

- ・事業所に対する法令遵守に係る検証状況
- ・法令遵守に係る会議、研修会の開催状況

## 3. 監査について

監査は、介護保険法76条に基づき、通報、苦情及び相談により得た情報あるいは運営指導により悪質な事案・緊急性の高い不正の疑いがあると判断される場合に実施するものです。